

令和3年新十津川町農業委員会

第15回(9月)会議録

招集月日	令和3年9月24日	9時30分	場 所	役場 大会議室
開閉日時	開 会	令和3年9月24日	9時29分	
	閉 会	令和3年9月24日	10時07分	
及宣言者	会 長	続 木 秀 則	会長代理	高 橋 了 裕

委員の出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	村 本 健	出	7	上 杉 秀 正	出	13	木 村 文 秋	出
2	新 井 隆 之	出	8	中 嶋 和 己	出	14	坂 本 和 隆	出
3	小 林 勝	出	9	乗 松 良 行	出	15	千 石 洋 彰	出
4	川 村 登	出	10	阪 口 徳 幸	出	16	高 橋 了 裕	出
5	稲 葉 敏	出	11	田 中 千 久	出	17	続 木 秀 則	出
6	坂 下 敏 浩	出	12	杉 本 初 美	出			

農業委員会事務局職員

事務局長	小 松 敬 典	事務局副主幹	欠 席
事務局主幹	平 川 宏 之	事務局担当	穴 吹 理 絵

議案説明のために出席した者の職・氏名

日程	番号	内容
		開会宣告
		開議宣告
1		会期の決定
2		会議録署名委員の指名について
3		一般事務報告
4	報告第1号	使用貸借の合意解約通知報告について
5	議案第1号	賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について
6	議案第2号	農地の権利移動の許可申請について
7	議案第3号	農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について
8	議案第4号	現況証明願について
9		その他

開会宣告	議長	只今から第15回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議長	<p>只今の出席委員数は、17名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>日程表に基づき会議を進めてまいります。</p>
日程第1 会期の決定	議長	<p>会期の決定についてを、議題といたします。</p> <p>お諮りします。本日の第15回農業委員会総会の会期は本日1日限り といたしたいが、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
	議長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
日程第2 議事録署名 委員の指名	議長	<p>続きまして、議事録署名委員の指名について議題といたします。</p> <p>議事録署名委員の指名については、総会に諮って決定することとな っておりますので、私から指名をいたします。</p> <p>第12番 杉本初美</p> <p>第13番 木村文秋 両委員にお願い申し上げます。</p>
日程第3 一般事務報告	議長	<p>閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>別紙にて朗読</p> <p>(令和3年8月27日～令和3年9月24日)</p>

日程第4 報告第1号	議 長	続きまして、日程第4報告第1号、使用貸借の合意解約通知報告について 事務局から内容の説明を申し上げます。	
	事務局	報告第1号 使用貸借の合意解約通知報告について 農地法第3条の使用貸借の合意解約通知が別紙のとおりあったので報告する。 令和3年9月24日 提出 新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則 番号1について報告をします。 番号 1 字〇〇 地番全3筆、地目田30,118㎡ 合計30,118㎡ 民有地 農地法第3条 以上で報告を終わります。	
		議 長	続きまして、日程第5議案第1号、賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認 について 事務局から内容の説明を申し上げます。
		事務局	議案第1号 賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が別紙のとおりあったので、 成立状況について確認をする。 令和3年9月24日 提出 新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則 番号1 番号 1 字〇〇 地番全3筆、地目田、畑 民有地 合計面積11,017㎡ 令和3年8月16日提出、合意解約通知 農地法第3条 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。 番号2 番号 2 字〇〇 地番全2筆、地目田、畑 民有地 合計面積14,943㎡ 令和3年8月16日提出、合意解約通知 農地法第3条 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。 番号3 番号 3 字〇〇 地番全2筆、地目畑 民有地 合計面積31,137㎡ 令和3年9月13日提出、合意解約通知 農地法第3条 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。 番号4 番号 4 字〇〇 地番全3筆、地目畑 民有地 合計面積39,942㎡ 令和3年9月13日提出、合意解約通知 農地法第3条 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。 番号5 番号 5 字〇〇 地番全1筆、地目畑 民有地 合計面積9,980㎡ 令和3年9月13日提出、合意解約通知 農地法第3条 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。 番号6 番号 6 字〇〇 地番全2筆、地目畑 民有地 合計面積12,555㎡ 令和3年9月13日提出、合意解約通知 農地法第3条

日程第5 議案第1号	事務局	本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。	
		以上、6件について説明を終わります。	
		よろしくご審議のほどお願いします。	
	議長	説明が終わりました。	
		質疑ございませんか。	
	委員	なし。	
	議長	質疑なしと認めます。	
通知のとおり確認することに、ご異議ございませんか。			
委員	なし。		
日程第6 議案第2号	議長	異議なしと認め、議案第1号については提案のとおり確認しました。	
		続きまして、日程第6議案第2号、農地の権利移動の許可申請について事務局から内容の説明を申し上げます。	
		事務局	議案第2号 農地の権利移動の許可申請について
	事務局	農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、可否について決定をする。	
		令和3年9月24日 提出	
		新十津川町農業委員会会長 続木 秀 則	
		番号 1 説明	
		図面番号1をご覧ください。	
		字〇〇 地番全1筆 地目宅地介在畑1,352㎡ 民有地 合計面積1,352㎡	
		法律関係 贈与	
		こちらの農地につきましては、高齢のため近隣農業者に所有地を贈与するというものです。	
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。	
		説明を終わります。	
		以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。	
		議長	説明を終わります。
			質疑ございませんか。
		委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。	
		続いて討論を行います。	
		討論はございませんか。	
	委員	なし。	
	議長	討論なしと認めます。	
		これから採決いたします。	
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
	委員	なし。	
	議長	異議なしと認め、番号1は提案のとおり決定をします。	
		続きまして、番号2について事務局から内容の説明を申し上げます。	
事務局	番号 2 説明		
	図面番号2をご覧ください。		
	字〇〇 地番全4筆 地目畑26,287㎡ 民有地 合計面積26,287㎡		
	法律関係 売買		
	こちらの農地につきましては、農地の管理ができなくなったため売買するという		

日程第6 議案第2号	事務局	ものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号2は提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号3について事務局から内容の説明を申し上げます。	
事務局	番号3 説明	
	図面番号3をご覧ください。	
	字〇〇 地番全3筆 地目畑22,535㎡ 民有地 合計面積22,535㎡	
	法律関係 売買	
	こちらの農地につきましては、農地の管理ができなくなったため売買するというものです。	
	こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。	
	説明を終わります。	
	以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号3は提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号4について事務局から内容の説明を申し上げます。	
事務局	番号4 説明	
	図面番号4をご覧ください。	
	字〇〇 地番全2筆 地目畑13,501㎡ 民有地 合計面積13,501㎡	
	法律関係 売買	
	こちらの農地につきましては、農地の管理ができなくなったため売買するという	

日程第6 議案第2号	事務局	ものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
日程第7 議案第3号	議長	異議なしと認め、番号4は提案のとおり決定をします。
		議案第2号については決定をしました。
		続きまして、日程第7議案第3号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について
		事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第3号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について
		このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、新十津川町より決定依頼が次のとおりあったので、意見を求める。
		令和3年9月24日 提出
		新十津川町農業委員会会長 続木 秀 則
		番号 1 説明
		図面番号5をご覧ください。
番号1 字〇〇 地番全1筆 地目田11,711㎡ 民有地 合計面積11,711㎡		
こちらについては、賃貸借案件となっています。		
計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。		
議長		番号1について、事務局から説明を終わります。
	それでは、担当、千石委員より説明いたします。	
委員	それでは、説明申し上げます。	
	こちらは、〇〇さんから高齢のため農地を手放したいと話がありました。	
	地域にまわしたところ、1件のみ申し込みがありました。	
	単価につきましては、基盤整備や暗渠など整っていることを考慮しました。地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議申し上げます。	
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	

日程第7 議案第3号	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号1については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号2について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号2 説明 図面番号6をご覧ください。 番号2 字〇〇 地番全3筆 地目田30,118㎡ 民有地 合計面積30,118㎡ こちらについては、賃貸借案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号2について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、千石委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。 こちらは、〇〇さんから賃貸の申し出がありました。 町内にまわしたところ、1件のみの申し込みでした。 条件が良く水捌けもよいということで、この単価になりました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号2については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号3について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号3 説明 図面番号7をご覧ください。 番号3 字〇〇 地番全5筆 地目田22,889㎡、畑3,071㎡ 民有地 合計面積25,960㎡ こちらについては、賃貸借案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号3について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、千石委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。 こちらの農地につきましては、賃貸の合意解約後の案件になります。 新たに賃貸の申し出があり、町内にまわしたところ、隣地の〇〇さんのみの申し込みがありました。

日程第7 議案第3号	委員	単価につきましては、以前は畑として扱っていたので水田にすると整備が必要となるため、この単価になりました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号3については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号4について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号4 説明
		函面番号8をご覧ください。
		番号4 字〇〇 地番全1筆 地目田19,835㎡ 民有地 合計面積19,835㎡
		こちらについては、賃貸借案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	番号4について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、担当、千石委員より説明いたします。	
委員	それでは、説明申し上げます。	
	こちらの農地につきましては、賃貸の申し出がありました。	
	町内にまわしたところ、隣地の〇〇さんから申し込みがありました。	
	単価につきましては、水田にするには厳しい条件のため、この単価になりました。	
	地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
日程第8 議案第4号	議長	異議なしと認め、番号4については、提案のとおり決定をします。
		議案第3号については、全て決定しました。
		続きまして、日程第8議案第4号、現況証明願について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第4号、現況証明願について
		このことについて、別紙のとおり現況証明願があったので、申請のとおり

日程第8 議案第4号	事務局	証明することの可否について決定をする。
		令和3年9月24日 提出
		新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則
		番号 1 について説明をします。
		図面番号9をご覧ください。
		字〇〇 地番全1筆 現況地目農地外 民有地 合計面積194㎡
		こちらにつきましては、資料をご覧ください。
		現地を確認した結果、利用状況については宅地と判断しました。
		この1筆については、農地外と判断します。
	議 長	以上で事務局からの説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
	討論はございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
日程第9 その他	議 長	異議なしと認め、番号1については、提案のとおり決定をします。
		議案第4号については、全て決定しました。
		続きまして、日程第9、その他に入ります。
		事務局から、何かありますか。
	事務局	ありません。
	議 長	以上、提案されました議案はすべて終了しました。
	それでは、本日の第15回農業委員会総会を閉じさせていただきます。	
	慎重なご審議ありがとうございました。	